

南濃衛生施設利用事務組合管理者交際費の支出基準及び公表に関する要綱

平成 29 年 9 月 30 日

訓令甲第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公正で透明な組合の運営に資するため、管理者の支出する交際費(以下「交際費」という。)について、その支出基準及び支出の状況を明らかにするために必要な事項について定めるものとする。

(支出先)

第 2 条 交際費の支出先とする個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合の事務事業と直接かつ密接な関係があるもの
- (2) 組合の進展に功績があったもの
- (3) 災害・事故等があったもの
- (4) その他管理者が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第 3 条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出することができるものとする。

支出区分	内容	金額等
会費	各種団体等が行う懇親会、意見交換等を目的とする会合の出席に係る経費	1 会費の額 2 案内に会費の記載がない場合等は、会費に相当する額
祝金	組合からの補助又は助成がない各種団体等が行う式典、総会、大会、祝賀会等へ出席する場合等における祝意に係る経費	相当と認められる額
弔慰	葬儀等における香典、供花等に係る経費	別表に定める基準の範囲内

見舞い	病気、災害、事故等に対する見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる額
-----	-----------------------	----------------

2 前項に掲げるもののほか、管理者が特に支出する必要があると認められるものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

(公表の内容)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、病気見舞い等交際相手方に特段の配慮が必要な場合は、個人名等は公表しないものとする。

(公表の時期)

第5条 交際費の公表は、毎年行うものとし、当年分を翌年の4月末日(その日が組合の休日に当たるときはその翌日)までに公表するものとする。

(公表の方法)

第6条 交際費の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 南濃衛生施設利用事務組合掲示板に掲示する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧する方法

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	対象者	香典・供花等
組合議会議員	現職	香典等 10,000 円、生花一對
	現職の親族	香典等 5,000 円

上記を除く、南濃衛生施設利用事務組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例(平成19年南濃衛生施設利用事務組合条例第2号)の別表に定める委員	現職	香典等 10,000 円
管理者・副管理者	現職	香典等 10,000 円、生花一對
	現職の親族	香典等 5,000 円
会計管理者	現職	香典等 10,000 円
組合職員	現職	香典等 10,000 円
	現職の親族	香典等 5,000 円
その他管理者が特に必要と認める者		社会通念上妥当と認められる額

備考 対象者の項中、現職の親族とは、その配偶者、実父母(養父母を含む。)、同居の義父母及び子を指すものとする。